

大阪府リサイクル製品認定制度の現状

1. 制度の目的・概要等

制度の目的

○ 大阪府認定リサイクル製品

大阪府では大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、「大阪府リサイクル製品認定制度」を運用。この制度により認められた製品を「大阪府認定リサイクル製品」（以下、認定製品）という。

(参考) 大阪府循環型社会形成推進条例第12条

(再生品の認定及び普及)

第十二条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。

○ 大阪府リサイクル製品認定制度の目的

1. リサイクルの促進

- ・ 廃棄物等を原材料とする製品の普及による、循環資源の循環的利用の促進。
- ・ 行政が率先購入の対象とすることや、府民、企業、市町村等へ認定製品を推奨することにより、需要が拡大し、価格の低廉化による更なる需要の拡大効果を期待。

2. 再資源化事業者等の育成

- ・ リサイクル関連産業の事業活動が活性化され、優良な再資源化事業者や循環資源を利用して製品を製造するなどリサイクルに寄与する企業を育成。

制度の概要

○ 認定基準等

1. 認定対象製品

- ・ 対象として定める品目で、大阪府内で販売されており、以下のいずれかに該当するもの
 - (1) 大阪府内で発生する循環資源を使用して、日本国内で製造されるもの
 - (2) 日本国内で発生する循環資源を使用して、大阪府内で製造されるもの

2. 認定基準

- ・ 循環資源の配合率、各種規格（JIS等）への適合、有害物質が使用されていないことなど

3. 認定区分

- ・ 第1区分：なにわエコ良品
- ・ 第2区分：なにわエコ良品ネクスト
(当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる製品)

4. 認定期間

- ・ 3年間（3年ごとに認定申請が必要）

5. 認定手数料

- ・ 1申請につき18,000円 ※申請に必要な費用は申請者負担

6. 認定証交付・認定マーク付与

- ・ 認定した製品には、認定証を交付するとともに、認定マークを付与

制度の経過

2003年 3 月	「循環型社会形成推進条例」制定 (第 1 2 条に「再生品の認定及び普及」を規定し、認定制度を位置付け)
2004年 4 月	「大阪府リサイクル製品認定要領」施行 対象 (府内で発生する循環資源を使用し、府内で製造する製品が対象)
9 月	第 1 回認定の実施
2010年度	手数料徴収を開始 (18,000円/件)
2011年度	対象拡大 (府内で発生する循環資源を使用し、国内で製造する製品が対象)
2014年 9 月	府環境審議会に諮問 (より質の高いリサイクルを促進する認定制度のあり方)
2015年 6 月	府環境審議会より答申
11月	答申を踏まえ、認定要領を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済品を回収リサイクルする製品を新たに「なにわエコ良品ネクスト」として認定 ・ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする「再生舗装材」は、建設リサイクル法の定着を踏まえ、2019年 2 月末に認定対象から除外。 ・ 販売実績等の実績を報告 (毎年度 6 月)
2018年 4 月	対象拡大 (国内で発生する循環資源を使用し、府内で製造する製品も対象に)
2019年 2 月	コンクリート塊等の「再生舗装材」の認定終了 (11事業者35製品)
2019年度	認定事務の効率化を図るため、募集・認定を、年 2 回から 1 回へ変更
2020年 4 月	認定要領を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最新のエコマーク認定基準を踏まえて対象品目や認定基準等を改正

認定のメリット

1. 認定証及び認証マークの付与

2. 認定製品の率先購入

⇒ 府のグリーン調達方針に基づく率先購入の対象となる

3. りそな銀行の融資制度の認証対象

⇒ 大阪府内で事業を営む中小企業を対象とした

「エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー」融資制度の対象企業となる（2017年度～）

4. 府による認定製品のPR

⇒ リーフレット等の作成・配布、府のホームページへの掲載、府立施設や商業施設環境関連イベントなどでの展示により認定製品のPRを行っている

5. 府民等への推奨

⇒ 認定製品の使用を促進するため、府民、企業、市町村等に対して認定製品をPR

認定マーク



認定証

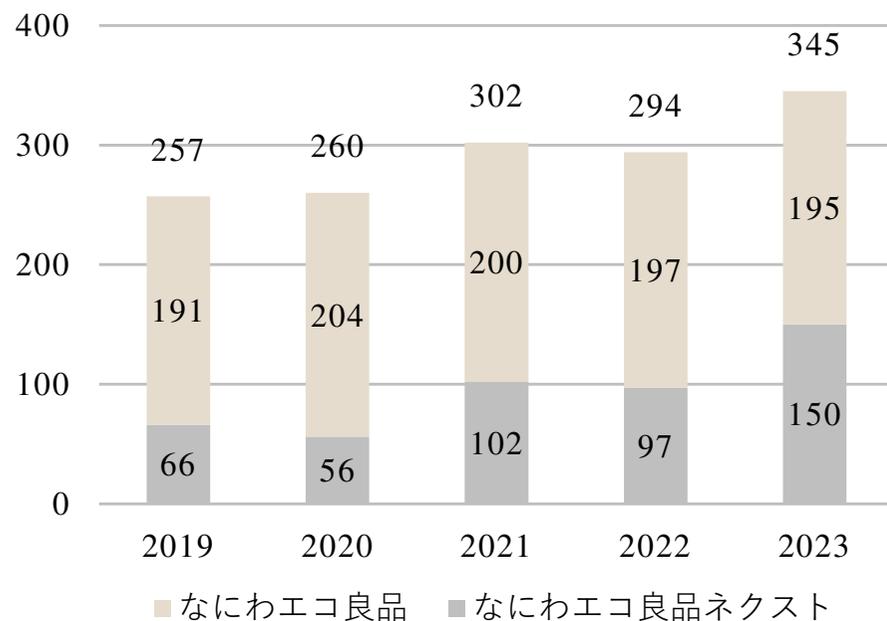


2. 認定等の現況

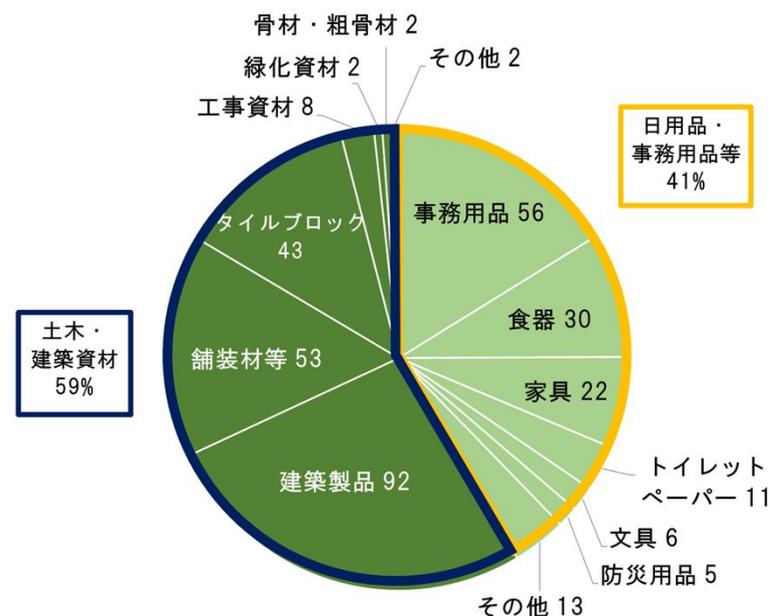
認定製品数の推移と品目

○ 大阪府認定リサイクル製品数の推移・製品内訳

大阪府認定リサイクル製品数の推移



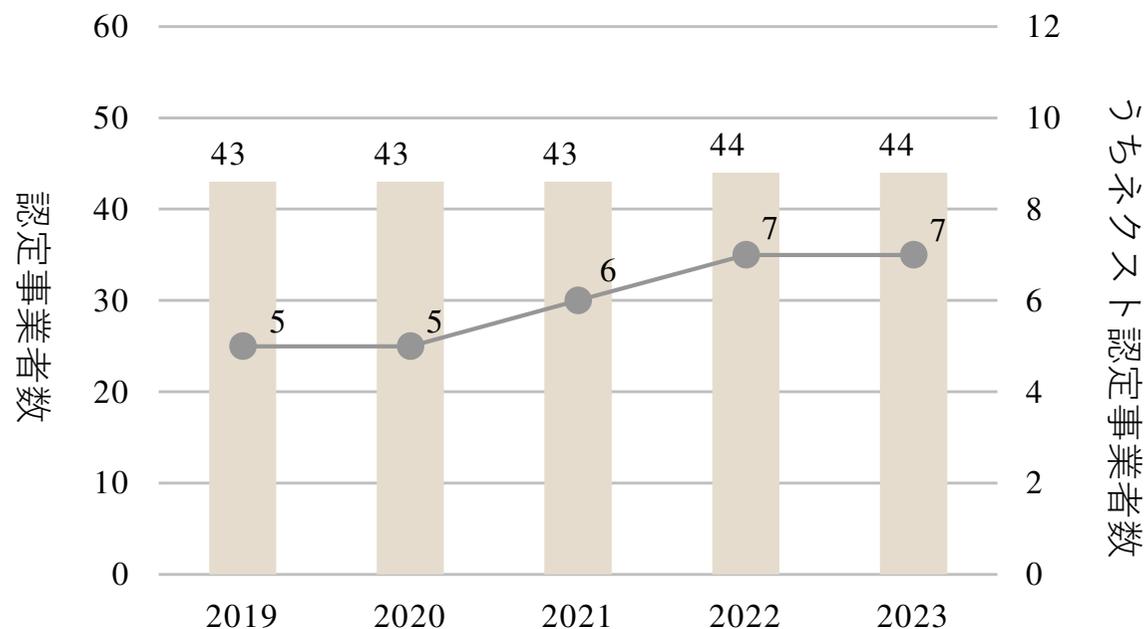
認定製品の内訳
(345製品・2023年度末時点)



- 製品数については微増傾向（2019年：257製品 ⇒ 2023年：345製品）
- 「なにわエコ良品ネクスト」については増加傾向（2019年：66製品 ⇒ 2023年：150製品）
- 認定製品の内訳では、日用品・事務用品等の製品数が増加傾向
 - ・ 2022年度：土木・建築資材68%、日用品・事務用品32%
 - ・ 2023年度：土木・建築資材59%、日用品・事務用品41%

認定事業者数の推移

○ 認定事業者数の推移



- 認定事業者数については横ばい傾向、なにわエコ良品ネクストの認定事業者数は微増傾向
- ここ数年では、大手企業からの申請が増加傾向（住之江織物、大王製紙、エコリカ等）

主な取組み（認定製品のPR）

○ イベント等でのPR

リーフレット等の作成・配布、府のホームページへの掲載、イベントにおける製品の展示等、リサイクル製品認定制度の周知や認定製品の紹介を実施

イベント等でのPR



※ロハスフェスタ万博2023春

府民向けリーフレット

大阪府 令和6年度版

なにわエコ良品

『大阪府認定リサイクル製品』をご利用ください！

リサイクルとは？
循環資源（廃棄物）を再生利用すること。天然資源の消費を抑制する3R（リデュース、リユース、リサイクル）のひとつ。

なにわエコ良品とは？
環境にやさしいリサイクル製品として、大阪府が認定した製品です。認定製品は「なにわエコ良品」と、使用済品を回収して再びリサイクルする「なにわエコ良品ネクスト」の2種類です。

どんな製品があるの？
トイレットペーパーなどの紙製品や食器、事務用品、タイルブロックなど345製品です。（令和6年5月1日現在）

お問い合わせ先
大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課 3R推進グループ
〒559-8555 大阪府中之江区南港北1-14-16
大阪府環境庁舎（おんねこエモタワー）21階
電話：06-6210-9567（直通） ファックス：06-6210-9561
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunksan/recycle-products/>

なにわエコ良品 [195製品]

紙ファイル ● 高級ホワイト紙を使用した 紙をリサイクル セキセイ株式会社	マグネット ● 景徳軒社に集められた磁石と 大阪府の工場のペーパーを の混入工程での廃材をリサイクル したマグネット 株式会社 コーラル
パワール ● 使用済みパワールをリサイクル ● 廃材の回収に協力することで 廃棄するに便利なプラスチック 小物 ナックス株式会社	トイレットペーパー ● 市内の事業所、家庭から発生する 紙屑を、水と土と紙、牛乳パック から再生したトイレットペーパー ● 芯なし、シングル ● サイズ：100mm×150mm 株式会社 リバー
ミニキッチン エコピ ● 廃材をリサイクル加工されたプラスチック製のミニキッチン ● 環境にやさしい素材を使用した ● 環境にやさしい素材を使用した ● 環境にやさしい素材を使用した 株式会社 フラス	turalist(美タリすと) ● ハンドルに廃材を、プラスチックは主に 高品質な再生プラスチックを使用し た。100%プラスチックフリーで天然素材 株式会社 フラス

なにわエコ良品ネクスト [150製品]

生活用節水器具 ● 節水器具の廃材をリサイクルして 製造した器具 ヤマトプロダクツ株式会社	学校給食用・高品質強化紙製食器 ● 学校給食用・高品質の強化紙製 食器 ● 高品質の強化紙製食器に比べ、軽くて丈夫 ● 清潔で衛生的にも対応 ● 廃材の回収に協力することで 廃棄するに便利なプラスチック 株式会社 びんぞ
家具・寝具 ● 木製家具の廃材をリサイクルして 再利用した家具 ● ユーザーで使用する、希望者に は再度引き取り、加工の上で 再利用 パレットハウスジャパン株式会社	インクカートリッジ ● プリンター用のリサイクルカート リッジ ● 全国の家電量販店等に回収 ● 回収したインクカートリッジを リサイクルし、インクを再利用し リサイクルインクカートリッジとして販売 株式会社 エコリ

大阪府ホームページに各製品の詳細を掲載していますので、ご覧ください。
大阪府ホームページ 認定製品の掲載

一部の製品については、府民のネットショップ「なにわエコ良品ショップ」で購入できます。
なにわエコ良品ショップ

令和6年5月発行

主な取組み（府の率先購入）

○ 大阪府グリーン調達方針

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（通称「グリーン購入法」）の規定に基づき、環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るため、調達方針を定め、庁内におけるグリーン購入やリサイクル製品の調達を推進

（グリーン調達とは）

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に調達（購入）すること

○ 調達方針の記載例 例：消火器

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：消火器」も参照すること	判断基準となるラベル等
消火器 ※粉末 ABC 消火器が対象。 (A：普通火災、B：油火災、C：電気火災)	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 消火薬剤に、再生材料が重量比で 40%以上使用されていること。 イ. 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆大阪府認定リサイクル製品あり。 

○ 府庁で調達されている大阪府リサイクル認定製品例



トイレトーパー
(原料：オフィス古紙等)



コピー用紙
(原料：間伐材等)



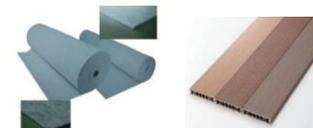
ファイル
(原料：古紙パルプ等)



クリップボード
(原料：古紙パルプ等)



消火器
(消火薬剤を再使用)



土木・建築資材

主な取組み（府の率先購入）

○ 府庁での認定リサイクル製品の調達実績の内訳

（千円）

		2018	2019	2020	2021	2022
購入金額合計		4,922	2,584	10,408	1,570	2,773
	トイレットペーパー	2,543	443	7,193	1,178	1,790
	デスクマット	21	30	48	95	153
	クリップボード	14	5	23	6	17
	綴込表紙	1,651	85	4	50	0
	ファイル	572	1,935	1,855	86	425
	消火器	0	81	1,285	154	356
	防災用備蓄毛布	8	0	0	0	32
	手指消毒剤	114	5	-	-	-

※手指消毒剤の認定は2019年度、防災用備蓄毛布は2022年度まで（以降は事業者より再申請されず）

○ 府内19市で策定（未公表含む） ※令和6年1月調べ

- ・ 大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、大東市、和泉市、柏原市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市

○ 調達方針の中で認定製品の記載があるのは堺市・吹田市

堺市	<p>特定調達物品等※を判断する目安として活用することができる環境ラベルの一つとして、大阪府認定リサイクル製品マークを紹介</p> <p>※市が重点的に調達を推進する環境物品等のうち、基準を満たしているものをいう</p>
吹田市	<p>市が定めるグリーン購入の対象品目のうち、判断基準の「優先順位2」※を満たす環境ラベルの一つとして、大阪府認定リサイクル製品マークを紹介</p> <p>※できるだけ優先順位1のものを選択し、優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択することとされている</p>